

KPMG Japan e-Tax News

No.341 19 November 2025

税務情報

通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤のため自動車や自転車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の 1 カ月あたりの非課税限度額を定める所得税法施行令第 20 条の 2 が改正され、11 月 19 日、[官報](#)（号外第 254 号）において公布されました。

この改正は 8 月 7 日に行われた 2025 年人事院勧告に基づくもので、最近の通勤手当の支給状況等を踏まえ、非課税限度額が以下のように引き上げられました。

片道の通勤距離	1 カ月あたりの非課税限度額	
	改正前	改正後
2km 未満	(全額課税)	
2km 以上 10km 未満	4,200 円	
10km 以上 15km 未満	7,100 円	7,300 円
15km 以上 25km 未満	12,900 円	13,500 円
25km 以上 35km 未満	18,700 円	19,700 円
35km 以上 45km 未満	24,400 円	25,900 円
45km 以上 55km 未満	28,000 円	32,300 円
55km 以上	31,600 円	38,700 円

なお、改正政令の施行日は 2025 年 11 月 20 日とされていますが、経過措置により、2025 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について、遡及適用することとされています。

ただし、2025 年 4 月 1 日から 11 月 19 日までの間に支給した通勤手当について、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合（改正後の非課税限度額によって新たに非課税となる部分の金額がある場合）、月々の源泉徴収を遡って修正する必要はなく、2025 年分の年末調整で精算することになります。

国税庁は 11 月 19 日、上記の改正を受け、「[通勤手当の非課税限度額の改正について](#)」のページにおいて以下の資料等を公表しました。年末調整を行う際は、このページも併せてご確認ください。

■ [通勤手当の非課税限度額の引上げについて \(PDF 140KB\)](#)

2025 年分の年末調整における精算の具体的な手続等が解説されています。

■ [年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例 \(PDF 702KB\)](#)

■ [通勤手当の非課税限度額の引上げに関する Q&A \(PDF 258KB\)](#)

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する一般的な質問（全 16 問）が取りまとめられています。

■ [【動画】通勤手当の非課税限度額の引上げについて \(YouTube「国税庁動画チャンネル」\(外部サイト\)\)](#)

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.